

令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務

(2) 業務の目的

三木町の地域資源であるいちごを活用し、積極的かつ効果的なプロモーションを通じて「いちごのまち三木町」の地域ブランドの創出・確立を図るとともに、いちごやいちごの生産者とふれあう場を設けることで、いちごを通じた町民のシビックプライド醸成を目的とする。

(3) 業務内容

ア 三木町産いちごPRイベントの開催

- ・三木町産いちごをPRするイベントの企画・運営等を行う。
- ・詳細は別紙1のとおり。

イ 学校給食でのいちご食べ比べイベントの実施

- ・小中学校の学校給食として三木町産いちご2品種（さぬきひめ、女峰）を提供する。
- ・児童生徒がいちごを食べながら視聴する動画を制作する。
- ・詳細は別紙2のとおり。

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

2 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、三木町の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら三木町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

なお、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権等の扱い

ア 契約締結後の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、業務期間終了後も三木町が保有するものとする。

イ 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、業務期間終了後も著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作権」という。）が含まれてい

る場合、その著作権等は受託者に保留されるが、可能な限り、三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、業務期間終了後も無償で既存著作物の利用を許諾する。

エ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に保留されるが、受託者は可能な限り、業務期間終了後も三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

オ 成果物納品の際は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

カ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 業務の履行に関する措置

三木町は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に三木町に書面で通知しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(7) 契約不適合責任

本業務の成果品に対する契約の内容に適合しないものの取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約終了後から 1 年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(8) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

3 成果品

業務完了報告書 紙媒体 1 部及び電子データを記録した電子媒体 1 式

4 その他

(1) 業務上の留意点

契約締結後であっても、三木町公告第 34 号「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこととする。既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意するこ

と。

(2) 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。

(3) 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。